

奨学金だより



令和5年5月8日

第2号

担当：森山・遠藤

現在募集案内がきている奨学金は下記のとおりです。各奨学金の申請、質問は奨学金担当までお問い合わせください。

1 社会福祉法人 庄慶会奨学生 (貸与型)

- | | |
|--------|--|
| 1 対象 | 生計に困難のある家庭の子弟で、ひたむきに勉学したいという意欲と気力をもっている生徒。 |
| 2 貸与月額 | 月額 23,000 円（新入生には一時金50,000別途貸与されます。） |
| 3 貸与期間 | 採用の年の4月分から卒業まで |
| 4 返還 | 卒業の年の12月から15年以内に全額返還 ※無利子で返還 |
| 5 募集×切 | 申し込みは5月15日（月）までに奨学金担当者まで申し出ること。 |

2 福島県奨学資金（震災特例採用）奨学生 (貸与型)

震災特例採用奨学資金は、原子力災害被災地域において被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するための奨学金になります。

- | | |
|--------|--|
| 1 対象 | 次に掲げる条件を具備している生徒。
①震災時に生徒本人が福島県に住所を有し、かつ保護者が福島県内に6ヶ月以上住所を有していること。
②原子力災害被災地域において被災し、避難するなどの事由により修学が困難で、生徒の生計を主として維持する方の所得金額が所得基準以下であること。
目安：5人世帯307万円以下 2人世帯229万円以下 |
| 2 貸与月額 | 月額18,000（自宅） 月額23,000（自宅外） |
| 3 貸与期間 | 令和5年4月分から令和6年3月末まで（来年度の実施は未定） |
| 4 返還 | 最長20年 ※無利子で返還
※奨学生が卒業後、5年経過後も年収（見込）が300万円以下の場合
は、 <u>願出により返還義務が全額免除</u> となります。 |
| 5 募集×切 | 申し込みは5月31日（水）までに奨学金担当者まで申し出ること。 |

3 高等学校等育英奨学資金 家計急変（緊急）奨学生 (貸与型)

- | | |
|---------|---|
| 1 対象 | 世帯の家計を主として維持する者等の失職等または災害等（1年以内）により家計が急変し、緊急に奨学資金の貸付け必要な生徒。 |
| 2 申込資格 | ・保護者 保護者が宮城県内に住所を有すること。
・家計（目安） 4人世帯で給与所得 給与支払額779万円以下
事業者等の場合 事業所得額322万円以下 |
| 3 募集×切 | 家計急変（緊急）：随時 |
| 4 保証人 | 保護者又はこれに準ずる方1人が必要となります。 |
| 5 貸付月額 | 自宅通学者 18,000円／自宅外通学者 23,000円 |
| 6 利子・返還 | 無利子・全額返還 |